

17財事業第105号
平成17年4月20日

東京都福祉サービス第三者評価認証評価機関
株式会社東京リーガルマインド 殿

東京都福祉サービス評価推進機構
財団法人 東京都高齢者研究・福祉振興財団
理事長 石山 伸彦

貴機関における福祉サービス第三者評価事業実施に対する
改善指導について（通知）

貴機関は平成17年2月10日付で公正取引委員会より、景品表示法第4条第1項第1号違反のため排除命令を受けました。これは、貴機関と同一法人が行った司法試験の受験対策用に開設した各種講座の受講生募集に関する表示の内容が法令に違反したものであります。本機構では、本制度の目的の重要な柱の一つが評価結果の都民、利用者への情報提供であるという趣旨と照らし、貴機関が表示という行為に対して排除命令を受けたことは、制度の信頼性に深刻な影響を与えるものと極めて憂慮しています。

そこで、本機構では、認証・公表委員会における決定を受け、貴機関に対し下記のような対応を要請するとともに、本通知の内容をとうきょう福祉ナビゲーション等において公表する措置をとることを決定いたしました。改善に向けた速やかな対応をお願いいたします。貴機関より改善計画提出後、当委員会においてその達成状況について審議することとします。

なお、今後、貴機関が本制度の信頼性を損なうような行為が発生した場合には、評価機関としての認証取消措置をとることを申し添えます。

記

1 改善指導内容

(1)改善計画の提出

認証評価機関と同一法人が景品表示法第4条第1項第1号違反により排除命令を受けた事実を重く受け止め、当該評価機関として第三者評価実施におけるコンプライアンスの徹底等、利用者、事業者の皆様に対して信頼性を回復するための改善計画を別紙様式に基づき策定し、提出期限までに本機構あてに提出すること。

(2)改善計画の提出期限

平成17年5月6日（金）

2 改善計画内容の周知

本制度の信頼性向上のため、貴機関が本機構宛に提出した改善計画について、貴機関所有のホームページで公表し、その内容を周知すること。